

平成30年3月7日

原子力安全対策室

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」  
に基づく連絡について

本日、北陸電力(株)から「連絡基準に係る覚書」に基づき志賀原子力発電所2号機に係る事象2件の連絡があった。

① 志賀原子力発電所2号機 三菱電線工業(株)の不適合品納入について

本日、プラントメーカー(日立GEニュークリア・エナジー(株))から、北陸電力に対し、緊急時に原子炉を停止する際に制御棒を挿入するための弁に使用されている部品(リング(三菱電線工業製))※1の一部にメーカーの要求する性能を満たしていないものが含まれていた可能性がある※2と連絡があった。

北陸電力では、これまで作動試験や運転中の漏えい確認等では異常は確認されなかったが、取り替えるとしている。

県では、今後、定期の立入調査により取替状況等の確認を行っていく。

本件は、国の指示により行っていた三菱マテリアル子会社におけるデータ改ざん等の不適切行為に対する一連の調査の中で判明したものであるが、不適切行為に該当するものではなく、「連絡基準に係る覚書」の区分Ⅱ(4)(国の指示に基づく点検により確認されたもの)に該当する事象として連絡があったもの。

※1 リング：主にゴムを素材とした油・水・空気などの漏れ止め用の部品

※2 含まれていた可能性がある：

三菱電線工業(三菱マテリアル子会社)が日立GEにリング1セット60個を納品。

そのうち要求する性能(硬さ)を満たしていないものが4個あることが判明。

志賀2号機の第2回定期検査(H21.7~H22.2)において、60個のうち18個のリングが取替部品として納入され、このうち要求する性能を満たしていないものが最大4個含まれていた可能性がある。これまで作動試験や運転中の漏えい確認等では異常は確認されていない。

② 志賀原子力発電所 2号機 廃棄する蓄電池からのバッテリー液の漏えいについて

2月13日、廃棄する蓄電池を搬出する際、搬出に用いる金属製の器具(長さ約1.2m、重さ約6.4kg×2本)を蓄電池上に落下※<sup>3</sup>させたため、蓄電池の一部が破損し、バッテリー液(希硫酸 約7リットル)が漏えいした。

発電所設備への影響はなかった。

県では、定期の立入調査により現場確認を行うとともに、再発防止の徹底を求めた。

本件は、「連絡基準に係る覚書」の区分Ⅲ(4)(過失による事象で放射性物質を含まない水や油等の漏えい)として、連絡があったもの。

※<sup>3</sup> 落下させた原因：吊り上げ用ロープの両端を取り付けるべきところ、2本のロープの片端だけを取り付けた状態のまま吊り下ろしたため。

参 考：北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/>

問い合わせ先
石川県危機管理監室
原子力安全対策室
外線直通 076-225-1465
県庁内線 4310